

一般

平成23年度 事務事業評価表(平成22年度分に係る報告)

評価対象事務事業名	自立支援医療(精神通院)給付事業		事業コード	2277
担当課等	所属名	保健福祉部 障がい福祉課	担当係名	
	課長名	保健福祉部 障がい福祉課長 佐々木幸司	担当者名	畑山 紀枝
			電話番号	2515

1. 事務事業の基本情報

総合計画体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード 1	施策	共に歩む障がい者福祉の実現	コード 3
	基本事業	障がい者福祉サービスの充実	コード 2	関連予算 費目名	一般会計 3款 1項 2目 総務事務(001-01)	
	特記事項					
事業期間	<input type="radio"/> 単年度 <input checked="" type="radio"/> 単年度繰返 <input type="radio"/> 期間限定複数年度 ⇒ (開始年度 18年度～)					
事務事業の概要	精神通院を要する者に申請により受給者証を発行する事業のうち、申請受付、県への進達、発行された受給者証の送付、の各事務。					
根拠法令等	障害者自立支援法(平成17年法律第123号)、「自立支援医療費の支給認定について(平成18年厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知・障第0303002号)」、岩手県自立支援医療費(精神通院医療)支給認定実施要領。					
この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)						
精神障害者の精神疾患に関する通院医療は、以前は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条(通院医療費公費負担制度)によって2.5割の公費負担がなされていた(7割は医療保険、0.5割が自己負担)。平成18年4月1日、障害者自立支援法によって、世帯所得による上限はあるものの、基本的には公費負担は2割となった(結果自己負担分は1割となる)。また、同法の施行により、申請受付・県への進達及び発行された受給者証の送付の各事務が市の事務となる。						
この事務事業に対して関係者(市民、議会、事業対象者、利害関係等)からどのような意見・要望が寄せられているか						
受給者証申請から発行までの所要日数短縮の要望						
事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令)はどう変化したか。今後の見通しはどうか						
対象者は年々増加しており、今後も増加傾向は続くと思われる。						

2. 事務事業の実施状況(Do)

①対象 (誰を、何を対象としているのか)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある者。	⇒	②対象指標 (対象の大きさを示す指標)	A. 受給者数	単位	人
				B.	単位	
				C.	単位	
③手段 (事務事業の内容、やり方、手順)	22年度実績(22年度に行った主な活動) 対象者より申請を受け付け、岩手県盛岡保健所へ進達する。発行された自立支援医療受給者証及び、自己負担上限額管理票を対象者に送付する。 23年度計画(23年度に計画している主な活動) 22年度と同じ	⇒	④活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)	A. 交付申請件数(新規・継続)	単位	件
				B.	単位	
				C.	単位	
⑤意図 (この事業により対象をどのように変えるのか)	定期的に通院し治療を継続することにより、病状が安定し、対象者の社会参加が促進される。	⇒	⑥成果指標 (意図の達成度を示す指標)	A. 受給者数 【指標の性格: <input type="radio"/> 上げる <input type="radio"/> 下げる <input checked="" type="radio"/> 維持する】	単位	人
				B. 交付申請件数(新規・継続) 【指標の性格: <input type="radio"/> 上げる <input type="radio"/> 下げる <input checked="" type="radio"/> 維持する】	単位	件
				C. 【指標の性格: <input type="radio"/> 上げる <input type="radio"/> 下げる <input type="radio"/> 維持する】	単位	
⑦結果 (上位基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するか)	社会参加の促進が図られている	⇒	⑧上位成果指標 (上位基本事業の成果指標)	就労している障がい者割合(障がい者アンケート)(単位:%)		

3. 事務事業の評価(See)

必要性評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の意図は、結果(政策体系)に結びついていますか？	<input type="radio"/> 見直す余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ <input checked="" type="radio"/> 結びついている	理由: 国の施策であり、法定事務である。
	② 公共関与の妥当性 市がやるべき事業ですか？ 税金を使って達成する目的ですか？	<input type="radio"/> 見直す余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ <input checked="" type="radio"/> 妥当である	理由: ↳ 「妥当」とする理由: <input checked="" type="radio"/> 法定事務である <input type="radio"/> 内部管理事務である <input type="radio"/> その他
	③ 対象の妥当性 対象の設定は現状のままでもいいですか？ 広げられませんか？ また絞らなくてよいですか？	<input type="radio"/> 拡大または絞る余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ <input checked="" type="radio"/> 現状で妥当である	理由: ↳ 「妥当」とする理由: <input checked="" type="radio"/> 法定事務である <input type="radio"/> 内部管理事務である <input type="radio"/> その他
	④ 意図の妥当性 意図(何を狙っているのか)を絞ったり拡大したりして、成果向上できませんか？	<input type="radio"/> 拡大または絞ることができる ⇒ 4. 事務事業の改革案へ <input checked="" type="radio"/> 現状で妥当である	理由: ↳ 「妥当」とする理由: <input checked="" type="radio"/> 法定事務である <input type="radio"/> その他
有効性評価	⑤ 成果の向上余地 成果がもっと向上する余地はありますか？	<input type="radio"/> 向上余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ <input checked="" type="radio"/> 向上余地がない	理由: 国の制度であり、県で要領を定めていることから余地はない。
	⑥ 廃止・休止の影響 事業を廃止・休止した場合、施策の成果に及ぼす影響はありますか？	<input type="radio"/> 影響がない ⇒ 4. 事務事業の改革案へ <input checked="" type="radio"/> 影響がある	その内容: 法定事務であることから、廃止・休止は出来ない。
	⑦ 類似事務事業との関係 類似の事務事業(国、県、市の内部、民間)はありますか？	<input checked="" type="radio"/> 類似事業がある <input type="radio"/> 類似事業がない	事業名: 自立支援医療(更生医療・育成医療)、特定疾患の医療費助成。 ※類似事業がある場合、その事務事業と統廃合又は連携を図ることにより成果向上はできませんか？ 統廃合・連携検討 <input type="radio"/> できる ⇒ 4. 事務事業の改革案へ <input checked="" type="radio"/> できない 理由: 制度としてそれぞれ分類されているため。
効率性評価	⑧ 事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を節減できる余地はありますか？	<input type="radio"/> 削減余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ <input checked="" type="radio"/> 削減できない	理由: 当事業には市に予算がなく、人件費のみであることから削減の余地はない。
	⑨ 人件費の削減余地 成果を下げずに人件費(延べ業務時間数)を削減する余地はありますか？	<input type="radio"/> 削減余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ <input checked="" type="radio"/> 削減できない	理由: 市町村の事務は法令により定められていることから、これ以上の削減の余地はない。
公平性評価	⑩ 受益機会の適正化余地 受益機会の適正化余地はありますか？	<input type="radio"/> 適正化余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ <input checked="" type="radio"/> 公平・公正である <input type="radio"/> 特定の受益者はいない	理由: 医師が継続して通院が必要であると認められた者が申請するものであり、また、申請時に指定医療機関を決定し医療を受診しなければならないことから、申請者に対し公平・公正に事務処理されている。よって受益機会の適正化余地はない。
	⑪ 費用負担の適正化余地 受益者の費用負担の適正化余地はありますか？	<input type="radio"/> 適正化余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ <input checked="" type="radio"/> 公平・公正である <input type="radio"/> 特定の受益者はいない	理由: 国で上限額等も定めており、公平・公正に費用負担がなされている。

4. 事務事業の改革案(Plan)

改革／改善方向

- ①改善の方向性(この事務事業をどう変えていくか、廃止や拡充、事業方式改善など)
 ※複数ある場合は、代替案その1, 代替案その2とすること
 現時点では、現状維持となる。
- ②改革, 改善を実現していく際に想定される問題点は何ですか? それをどう克服していきますか?
 (関連部門や全庁的な調整の必要性, トップへの要望も含む)

5. 課長意見

一次評価

- (1)一次評価者としての評価結果
- ① 必要性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり
 :
 ② 有効性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり
 :
 ③ 効率性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり
 :
 ④ 公平性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり
 :



- (2)全体総括(振り返り, 反省点)
 法定事務であり, 適正に執行している。

今後の方向性と改革改善案

- (3)今後の事務の方向性(改革改善案)
- 終了 継続 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)
 廃止 休止 改革改善を行う
 事業統廃合・連携



- 方向付けの理由と改革改善の内容
 法定事務であり, 今後も適正に執行する。